

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、以下の 経営理念 クレド(行動理念) のもと、株主をはじめとする様々なステークホルダーの信頼に応えるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組む。

#### 経営理念

異なるフィールドにある複数の事象をインターネット等を使って結びつけ、世の中の役に立つ「コンテキスト(=文脈)」を創るにより、新しい価値を創造し社会に貢献する。

#### クレド(行動理念)

- ・TENACITY 強い意志を持つ
- ・OPENNESS 常識を疑え
- ・INTEGRITY 真っ直ぐであれ
- ・AGILITY 機敏であれ
- ・COURAGE 勇敢であれ

このような 経営理念 クレド を起点に、世の中の動きの先を読んだマーケティングテクノロジーと信頼性の高いフィナンシャルテクノロジーの提供という二つの収益基盤を活用した投資等を伴うビジネスインキュベーションを行い、数々の日本初となるインターネットビジネスを創造してまいりました。特に、リアルスペース(現実空間)とサイバースペース(仮想空間)の接点で新たな「コンテキスト」を編み出すことが、当社のミッションであります。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、「コーポレートガバナンス基本方針」として、当社ホームページ(<http://www.garage.co.jp/ja/company/corporategovernance/>)に掲載しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則4-1(3) 最高経営責任者等の後継者の計画の監督】

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、代表取締役が常に後継者の候補者を想定しながら、企業経営および業務執行等を通じて人材の育成に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、世の中の役に立つ「コンテキスト」を創っていく企業として、様々な企業と長期的かつ安定的な戦略的提携関係に基づく協業を行うことを目的に、株式を政策保有することがあります。主要な政策保有株式については、その保有目的、中長期的な経済合理性等についての検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、発行会社と当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に勘案し、適切に行使しております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引については、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう、取締役会において取引の承認や報告を行うことにより、適切に監視しております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社の経営理念・経営戦略・経営計画は、当社ホームページ(<http://www.garage.co.jp/ja/>)及び有価証券報告書にて公開しております。

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1の「1.基本的な考え方」をご参照ください。

##### (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬並びに中長期的なインセンティブとしての株式報酬で構成することとし、株式報酬は、株式報酬型ストック・オプション及び譲渡制限付株式で構成されております。社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。各取締役(監査等委員を除く)の報酬額及び報酬内容については、株主総会で決議された総額及び発行株式数の範囲内で、代表取締役が起案し諮問委員会に諮るものとし、諮問委員会の答申を踏まえた報酬案について、取締役会の決議によって決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

##### (4) 取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)は、優れた人格及び見識を有するとともに、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者の中から、また、社外取締役は、優れた人格及び見識を有するとともに、自らの知見に基づき、経営全般に対する助言を行い、かつ、独立した立場から、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることができる者の中から、代表取締役が提案し、取締役会が決定しております。監査等委員である取締役は、優れた人格及び見識を有するとともに、取締役の職務の執行の

監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者の中から、監査等委員会の同意を得たうえで、代表取締役が提案し、取締役会が決定しております。

(5) 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の説明

取締役候補者の個別の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規程に定められた事項を決定しております。その他の業務執行の決定については、経営会議や常勤取締役・執行役員等に委任しており、その内容は、経営会議規程や議決規程等の社内規程において定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役6名を選任しており、独立した立場から、自らの知見に基づき、経営全般に対する監督、助言を適切に行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役は、自らの知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった役割が期待されることに留意しつつ、会社法の社外性要件や、東京証券取引所等の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じない者から選任しております。

【補充原則4-11(1) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人数は10名以内、監査等委員である取締役の人数は5名以内とし、取締役会の役割・責務を実効的に果たすために、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えるだけでなく、女性や外国人等の多様な視点が事業の推進や経営の監督に資するとの認識に立ち、取締役会が多様な人材により構成されるように努めております。

【補充原則4-11(2) 取締役の他の上場会社の役員の兼職状況】

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。当社の取締役には、当社以外の上場会社の社外取締役、社外監査役等を兼務している者がおりますが、合理的な範囲にとどめられていると判断しております。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性の分析・評価・開示】

取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、取締役会の構成・運営や審議内容、役割・責務など、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。評価結果としては、取締役会の実効性は機能し、かつ2017年3月期よりも向上していることを確認しました。特に、当社の取締役会の構成は、事業内容・規模等から見て、社外取締役の人数・割合を含め適切な規模・構成であり、また、企業戦略等の方向が提示されている等、議事運営が適切に行われていると評価しました。

これらの結果をふまえ、今後はより一層中長期的視野で経営戦略やビジョン等を社外取締役を含めて議論し、取締役会の実効性の更なる向上を目指します。

【補充原則4-14(2) 取締役に対するトレーニングの方針】

取締役は、期待される役割と責務を適切に果たすため、必要な知識の習得と研鑽に努めております。そのために、当社では、取締役に対して、必要な知識の習得等に有用なトレーニングの機会を、当社の負担により適宜提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努めております。

1. 情報開示担当役員を株主との対話全般を統括する役員とし、株主との対話は、合理的な範囲で、取締役が対応する。また、情報開示担当役員は、社内の関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図る。
2. 株主構造の把握に努め、対話の手段(国内外での個別面談、決算説明会・個人投資家説明会の開催等)の充実を図る。
3. 株主との対話において寄せられた意見は、取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。
4. 株主との対話に際しては、社内規定「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の漏洩防止に努める。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 郁	6,812,200	14.44
株式会社電通	3,300,000	6.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,709,300	5.74
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	2,446,000	5.18
TIS株式会社	2,364,500	5.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,343,600	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,161,900	2.46
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	983,000	2.08
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 385576	969,300	2.05
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505025	890,700	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

平成30年1月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが平成30年1月22日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー 保有株券等の数:3,574,000株(7.56%)
- ・ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド 保有株券等の数:1,230,600株(2.60%)

平成30年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント㈱及びその共同保有者である下記2社が、平成30年1月31日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・シュローダー・インベストメント・マネジメント㈱ 保有株券等の数:2,091,800株(4.42%)
- ・シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド 保有株券等の数:1,217,764株(2.57%)
- ・シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド 保有株券等の数:110,400株(0.23%)

平成30年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信㈱が、平成30年1月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・フィデリティ投信㈱ 保有株券等の数:2,480,600株(5.24%)

平成30年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne㈱が、平成30年2月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・アセットマネジメントOne㈱ 保有株券等の数:1,633,900株(3.45%)

平成30年3月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーが、平成30年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー 保有株券等の数:2,518,300株(5.32%)

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤原 謙次	他の会社の出身者													
大村 恵実	弁護士													
坂井 眞	弁護士													
井上 準二	他の会社の出身者													
牧野 宏司	公認会計士													
大野 実	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 謙次			同氏は当社の取引先であり、当社の持分法適用関連会社である㈱カカコム取締役であります。当社と㈱カカコムとの営業取引額は両社の連結売上高の3%未満でございます。	同氏は、経営者としての豊富なビジネス経験を有しており、同氏の経営者としての知見を活かして、当社ビジネスを高所に立って把握し、社外の独立した立場からの視点を当社経営に活かしていただけるものと考えております。当社と同氏の間に関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、独立役員として指定するものであります。

大村 恵実				同氏は、弁護士としての豊富な経験に加えて、国際機関でのグローバルな経験を有していることから、社外の独立した立場からの視点を経営に活かしていただけるものと考えております。当社と同氏の間に関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、独立役員として指定するものであります。
坂井 眞				同氏は、弁護士としての豊富な経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社取締役会が活性化されるものと考えております。当社と同氏の間に関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、独立役員として指定するものであります。
井上 準二				同氏は、豊富な海外ビジネス経験を有しており、同氏の経営者としての知見を活かして、当社ビジネスを高所に立って把握し、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社取締役会が活性化されるものと考えております。当社と同氏の間に関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、独立役員として指定するものであります。
牧野 宏司				同氏は、公認会計士及びコンサルタントとして豊富な経験を有しており、同氏の会計的及び税務的知見と社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社取締役会が活性化されるものと考えております。当社と同氏の間に関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、独立役員として指定するものであります。
大野 実			同氏は当社の取引先である社会保険労務士法人大野事務所の代表社員であります。その取引額は当社連結売上高の0.01%未満(当社が2018年3月期に同事務所に支払った顧問料は2百万円未満)であり、当該事務所の年間売上高の1%未満でございます。	社外取締役 大野実氏は、社会保険労務士としての豊富な経験を有しており、また2003年9月-2012年9月には当社監査役として当社の経営に関して有益なご意見・ご提言をいただいたことから、社外の独立した立場からの視点を当社経営に活かしていただけるものと考えております。当社と同氏の間に関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、独立役員として指定するものであります。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	0	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員の職務を補助する専任のスタッフは配置していませんが、監査等委員である社内取締役が、内部監査室と連携をし、監査・監督を実施しているため、現在の体制で機能していると判断しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査等委員と会計監査人との間で、四半期に一度、定期的な会合を開催し、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等を行っております。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しております。

当社は、内部監査室(3名)を設置しており、当社及びグループ各社を監査する体制を整備しております。監査等委員会に対し、内部監査結果を

定期的に報告し、緊密な連携を取っております。また、内部監査室と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	2	0	1	1	0	0	なし

### 補足説明

役員報酬の決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会に代表取締役及び社外取締役1名以上にて構成される諮問委員会を設置し、代表取締役の起案した報酬案について答申を行います。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役(監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。)へのインセンティブについては、平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会にて、取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めるために年額2億5千万円以内かつ、その発行する新株予約権の総数は100,000個を上限として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認いただいております。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として年額3億円以内かつ、年120,000株を上限として、譲渡制限付株式報酬を支給することをご承認いただいております。なお、当該報酬額は、対象取締役に対して、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度1億円以内での支給に相当すると考えております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------

### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役(監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。)を付与対象者としている理由は、取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めるためであります。

また、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を付与対象者としている理由は、当社の業績と当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めるためであります。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

役員報酬の内容(2018年3月期)

役員報酬総額420百万円

- ・このうち、取締役の報酬(監査等委員を除く。社外取締役を除く。) 368百万円(対象となる役員の員数:7名)
- ・このうち、取締役の報酬(監査等委員、社外取締役を除く。) 18百万円(対象となる役員の員数:1名)
- ・このうち、社外役員の報酬 33百万円(対象となる役員の員数:6名)

2018年3月期末現在の取締役(監査等委員を除く、社外取締役を除く。)は7名、取締役(監査等委員、社外取締役を除く。)は1名、社外役員は6名であります。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者については、第23期有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬並びに中長期的なインセンティブとしての株式報酬で構成することとし、株式報酬は、株式報酬型ストック・オプション及び譲渡制限付株式で構成されております。社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。各取締役(監査等委員を除く)の報酬額及び報酬内容については、株主総会で決議された総額及び発行株式数の範囲内で、社長執行役員が起案し諮問委員会に諮るものとし、諮問委員会の答申を踏まえた報酬案について、取締役会の決議によって決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役についてのサポートは、コーポレートストラテジー本部が担当しております。具体的には、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧・捺印等の役割を担っております。また、社外取締役に対する情報伝達体制としては、取締役会での決議・報告を要する議事が上程される場合、事前に社外取締役に対し個別に要旨の説明がなされており、取締役会での意見交換および決議が可能となるような方法を講じております。また、その他の事項に関しましても、報告または相談が必要であると判断した場合は、面談を基本として、面談が不可能な場合には、電子メールまたは電話にて個別に報告・相談を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択し、取締役会において、経営に関する重要な意思決定及び取締役の職務執行の監督等を行うとともに、監査等委員会が、取締役の職務の執行を監査しております。また、業務執行における迅速な意思決定を図るため、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を定期的に開催しております。

なお、当社の経営上の意思決定、執行および監督にかかる体制の概要は以下のとおりです。

#### ・取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名(うち、社外取締役2名)と監査等委員である取締役5名(うち、社外取締役4名)により構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な意思決定及び取締役の職務執行の監督等を行っております。また、社外取締役は豊富な経営経験及び幅広い見識を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。

#### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役5名(うち、社外取締役4名)により構成されており、原則として月1回定時取締役会後に開催される監査等委員会のほか、取締役会をはじめ重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるように努めております。

#### ・経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役及び執行役員により構成されており、原則週1回開催されております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化をはかり、企業価値の向上を目指しております。

#### ・会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりであります。

##### ・業務を執行した公認会計士の氏名

- 指定有限責任社員 業務執行社員 高田慎司
- 指定有限責任社員 業務執行社員 表 晃靖
- 指定有限責任社員 業務執行社員 小島巨司

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来から、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけ、必要な体制強化に努めて参りましたが、「コーポレートガバナンス・コード」の導入を踏まえて、同コードが目指す「攻めのガバナンス」を実現するために、平成28年9月29日より監査等委員会設置会社へ移行致しました。

監査等委員会への移行に伴い、取締役会による経営監督の実効性を高めるために、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上とし、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を実現するとともに、執行役員制度を見直し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行の迅速化・効率化を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第23回定時株主総会の招集通知におきましては、株主総会開催日の18日前に発送しております。また、開催日の22日前に東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第23回定時株主総会は2018年6月22日に開催し、いわゆる株主総会集中日を回避した日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上のため、第21回定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使に対応しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議決権行使環境の向上のため、第21回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文版を作成し、当社ホームページ等に掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に向けて、原則として年1回の個人投資家説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算説明会及び本決算説明会を行っております。内容に関しましては、代表取締役による決算報告及び今後の事業戦略に対するアナリスト・機関投資家向け説明会です。また、年4回四半期決算発表後、国内外の機関投資家訪問を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、海外投資家を個別訪問し業績等の説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料について、開示後速やかに当社ホームページにおいて掲載しております。また、過去の開示資料を投資家向けページにライブラリとして掲載しております。 また、当社は、第2四半期決算説明会及び本決算説明会をアナリスト・機関投資家向けに開催しており、これらの説明会の資料を適時開示情報サービスに開示し、当社ホームページにも掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、コーポレートストラテジー本部にIR担当部署を内包しており、担当者5名を置いております。また、同本部の管掌取締役はIR担当取締役であり、また、IR事務責任者であります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明
------



ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、すべての株主及び投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。

金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示を基本方針とします。

当社は、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社を理解いただくうえで、有用と判断した情報は、出来る限り積極的にかつタイムリーな情報開示に努めます。

また、当社は英語版の会社ホームページを開設するとともに、株主総会招集通知や決算説明資料、重要なプレスリリースの英語版を作成し、英語での情報開示の充実に努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムと致しましては、取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針を決議し、整備しております。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方は、下記のとおりです。

#### イ. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、当社グループ内のすべての役員（取締役、監査役またはこれらに準ずる者）および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

#### 【経営理念】

私たちは、異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスによって結びつけ、「コンテキスト(文脈)」によって新しいビジネスを創造することで、社会の発展に貢献します。

当社は、この経営理念の下、当社グループ内のすべての役員および従業員の一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための体制を整備しております。

#### ロ. 内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備いたします。

1. 当社の取締役および従業員（以下「役職員」という）ならびに当社子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員ならびに当社子会社の取締役等および従業員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、当社の役職員ならびに当社子会社の取締役等および従業員に適用される具体的な行動規範として「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持株会社として、その徹底を図るために、コーポレートストラテジー本部長がコンプライアンスの取組みを各事業部門および当社子会社を横断的に統括することとし、コーポレートストラテジー本部の担当者は、各事業部門および当社子会社と連携し当社の役職員ならびに当社子会社の取締役等および従業員の教育・啓発を行います。

当社の取締役会は、各セグメント別に当社グループ内の各事業部門および事業会社を統括し、コーポレートストラテジー本部は、各セグメント別に各事業部門およびグループ各社のコンプライアンスの状況を監査または把握します。当社の取締役および当社コーポレートストラテジー本部は、これらの活動について、定期的に当社の取締役会および当社の監査等委員会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項ならびにコンプライアンスの状況について、当社グループ各社の従業員がコンプライアンス委員会事務局または社外窓口である法律事務所に対して直接報告を行う手段とその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとします。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、当社の取締役等（監査等委員である取締役を含む）が必要に応じて、これらの文章等を閲覧できる状態を維持するものとします。

3. 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の役職員ならびに当社子会社の取締役等および従業員のコンプライアンス、情報セキュリティおよび災害等に係るリスクに対応するために、コーポレートストラテジー本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレートストラテジー本部が、マニュアルの作成・配布を行うとともに、当社および当社子会社において、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視およびその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役または執行役員を定めるものとします。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループのすべての役員および従業員が共有する目標を定め、各セグメントの担当取締役または担当執行役員は、その目標の達成のために各事業部門の責任者およびセグメントの当社子会社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門および当社子会社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社の取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各セグメントの担当取締役または担当執行役員を通じて各事業部門の責任者および各セグメントの当社子会社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、当社グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の各事業部門および当社子会社を事業セグメントにより分類し、各セグメントを担当する取締役または執行役員を任命しております。セグメント担当の取締役または執行役員は、当社の取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各事業部門および当社子会社各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレートストラテジー本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が事業内容の定期的な報告を受けるものとします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会は、内部監査室の従業員に職務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より職務に必要な命令を受けた従業員は、他の部署の従業員を兼務せず、その命令に関して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。また、必要に応じて、当社の監査等委員会の職務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会が意見交換を行うものとします。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計参与および従業員、ならびに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および従業員またはこれらの者から報告を受けた者（以下

「役職員等」というが当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、ならびにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、会計参与および従業員、ならびに当社子会社の役職員等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項ならびにコンプライアンスの状況について、出来るだけすみやかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)と当社の監査等委員会との協議により決定します。

(2)当社は、前項の報告に伴い報告者が不利な取り扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社グループ内のすべての役員および従業員に周知徹底します。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会と当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を整備、推進します。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1)当社の監査等委員会がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとします。

(2)当社の監査等委員会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査等委員会のために顧問とすることを求めた場合、当社は、当社の監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

当社は、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを基本方針としております。

また、コーポレートストラテジー本部を反社会的勢力に係る対応統括部署とするとともに、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係の構築に努めております。

また、当社は不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力の情報の収集やセミナー等への参加を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

株式会社の支配に関する基本方針について

会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に棄損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ. 当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテキスト(文脈)」の提供で社会貢献することをミッション(使命)としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的として参りました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテキスト(文脈)を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース(現実空間)とサイバースペース(仮想空間)の接点で新たなコンテキストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社の企業価値を中長期的に向上させる取組みとして、平成30年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、前述のとおり実施しております。

ハ. 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

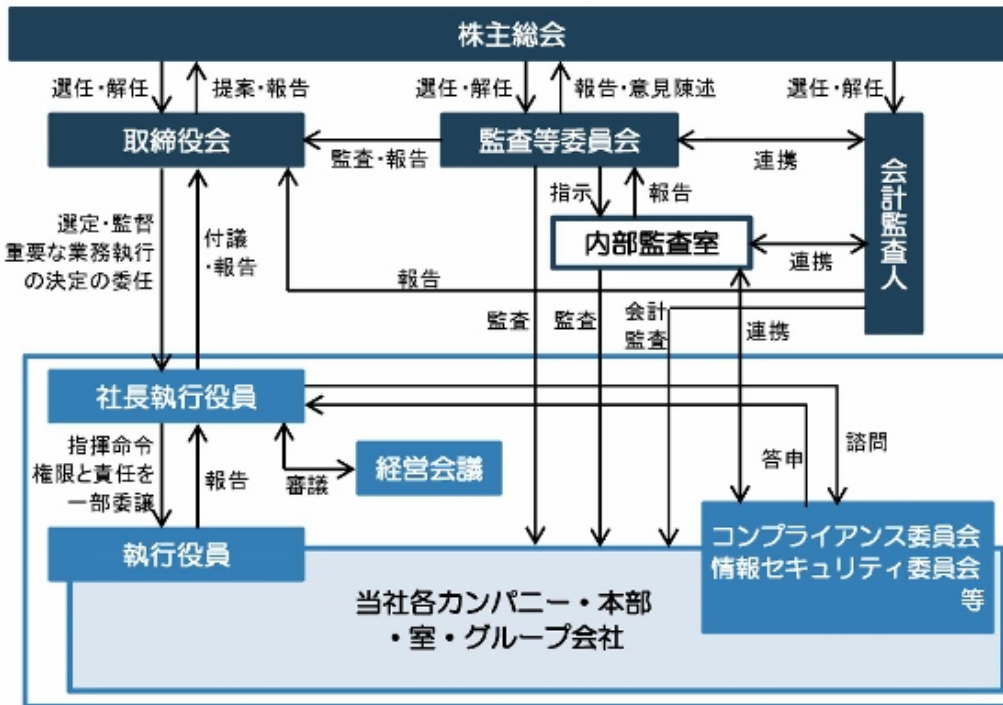
当社は、当社株券等に対して大量買付行為が行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、金融商品取引法、会社法、その他関係法令及び当社定款の許す範囲内において適切な処置を講じてまいります。

上記取組みについての取締役会の判断

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも の基本方針に沿ったものであります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(参考)



(適時開示体制の概要(模式図))

